

マンション等集合住宅の場合

★ クリーム色メーター 上下水道局が直接検針しており、裏面の料金表により請求します。

★ 青色メーター 親メーターのみ検針し、所有者または管理人へ一括して請求しています。  
所有者または管理人から「水道料金算定特例措置」の申請がある場合は、  
下表のとおり計算して請求します。

集合住宅の料金計算例

(合計料金に消費税相当額を加算してください。)

親メーター口径40ミリ 住宅戸数16戸 親メーター使用量2箇月 832<sup>m</sup>  
子メーター(内部給水装置)口径20ミリの場合

① 上 水 道 料 金	計 算 区 分	水 量 の 計 算	料 金 の 計 算
	基本水量	0 <sup>m</sup>	@2,300(口径20の基本料金)×16戸=36,800円
従量水量 第1段	1 <sup>m</sup> ~20 <sup>m</sup> までの16戸相当分 20 <sup>m</sup> ×16戸=320 <sup>m</sup>	@22(第1段の単価)×320 <sup>m</sup> =7,040円	
従量水量 第2段	21 <sup>m</sup> ~40 <sup>m</sup> までの16戸相当分 20 <sup>m</sup> ×16戸=320 <sup>m</sup>	@150(第2の単価)×320 <sup>m</sup> =48,000円	
従量水量 第3段	1戸当り40 <sup>m</sup> をこえる分 192 <sup>m</sup>	@185(第3段の単価)×192 <sup>m</sup> =35,520円	
合 計	(2箇月で)832 <sup>m</sup>	127,360円	
② 下 水 道 使 用 料	計 算 区 分	水 量 の 計 算	料 金 の 計 算
	基本水量	0 <sup>m</sup>	@1,060(基本料金)×16戸=16,960円
従量水量 第1段	1 <sup>m</sup> ~20 <sup>m</sup> までの16戸相当分 20 <sup>m</sup> ×16戸=320 <sup>m</sup>	@25(第1段の単価)×320 <sup>m</sup> =8,000円	
従量水量 第2段	21 <sup>m</sup> ~40 <sup>m</sup> までの16戸相当分 20 <sup>m</sup> ×16戸=320 <sup>m</sup>	@90(第2段の単価)×320 <sup>m</sup> =28,800円	
従量水量 第3段	1戸当り40 <sup>m</sup> をこえる分 192 <sup>m</sup>	@110(第3段の単価)×192 <sup>m</sup> =21,120円	
合 計	(2箇月で)832 <sup>m</sup>	74,880円	
上下水道合計料金		① + ② 127,360円+74,880円=202,240円	